

【教職員】 フローチャート（給与 諸手当関係）

■ 採用又は復帰された方の諸手当に係る届出用紙と添付書類について 15日以内 に提出すること。

- ① 住民票等の証明書類は、3か月以内のものを添付すること。
 - ② 住民票（続柄記載一世帯分）は1通のみ提出すること（コピー可）。
 - ③ 非課税証明書（前年中に所得が無い場合発行可）は、直近のものを提出すること。
- ※ 住民票等の各種証明書はマイナンバーの記載がないものを添付のこと。

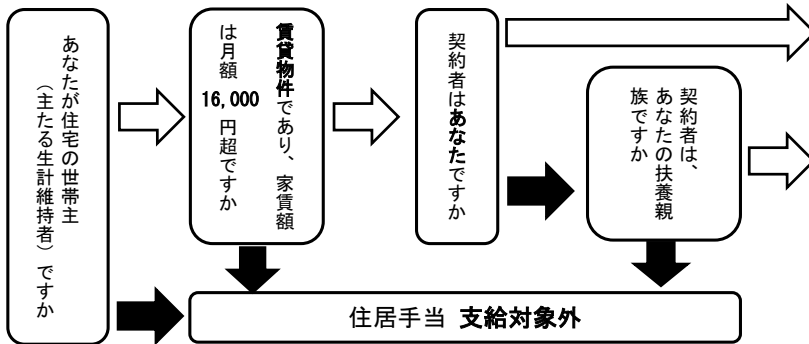
1 通勤手当—【通勤届】—

- ・ 住民票（続柄記載一世帯分）
- ・ 定期券等の写し（交通機関利用の場合）

はい ⇨ いいえ ⇨
※ は必要書類

2 住居手当—【住居届】—

※職員住宅は対象外



- ・ 賃貸契約書（写）
※家賃額、契約期間、貸主・借主の署名・捺印がある箇所
- ・ 住民票（※続柄記載一世帯分）
(住民票の転居日と事実発生日に相違がある場合は、転居日がわかる書類を別途ご用意ください)

3 扶養手当—【扶養親族届】—

下記のほか、世帯主で同居の場合は「住民票（続柄記載一世帯分）」、その他の場合は「戸籍全部事項証明書」が必要です。
また、対象者が退職により扶養親族となる場合は「離職票 1, 2」又は、給与所得の源泉徴収票の提出が必要になります。
(日額3,611円超の失業給付を受給する場合は、手当支給対象外となります)

① 配偶者

年収見込額 130 万円未満ですか
(月額 108,333 円未満)

所得が
無いですか

扶養手当 支給対象外

- ・ 非課税証明書（直近のもの）
(前年に所得が無い場合に発行されるものです。
前年中に所得がある場合は離職票等の提出が必要です。)
※学生の場合は「在学証明書」又は「学生証（写）」が必要

- ・ 収入（所得）見込証明書
(これから先1年間の見込額)

② 子・孫（22歳未満）

- ・ 配偶者の収入がわかる書類（※配偶者等が勤めている場合）
- ・ 扶養手当不支給証明書（※配偶者等が本学以外で勤めている場合）
- ・ 在学証明書又は学生証（写）（※学生である場合）

③ 実父母（60歳以上）

④ 重度心身障害者

(障害者手帳の写しが必要)

(年金を含む)
年収見込額は
130 万円
未満ですか
※月額
108,333 円
未満

年金を受給していますか

年金以外の
収入がありますか

所得がありますか

扶養手当 支給対象外

- ・ 最新の年金額改定通知書（写）（※初年度は年金受給者証（写））
- ・ 収入（所得）見込証明書（この先1年間の見込額）

- ・ 最新の年金額改定通知書（写）（※初年度は年金受給者証（写））

- ・ 収入（所得）見込証明書

- ・ 非課税証明書（直近のもの）
(前年に所得が無い場合に発行されるものです。
前年中に所得がある場合は離職票等の提出が必要です。)

⑤ 弟妹（22歳未満）

フローチャート ① 配偶者 を参照
※学生の場合は「在学証明書」又は「学生証（写）」が必要

【問合せ先】

人事課給与係(内線:2121、4038、8486)